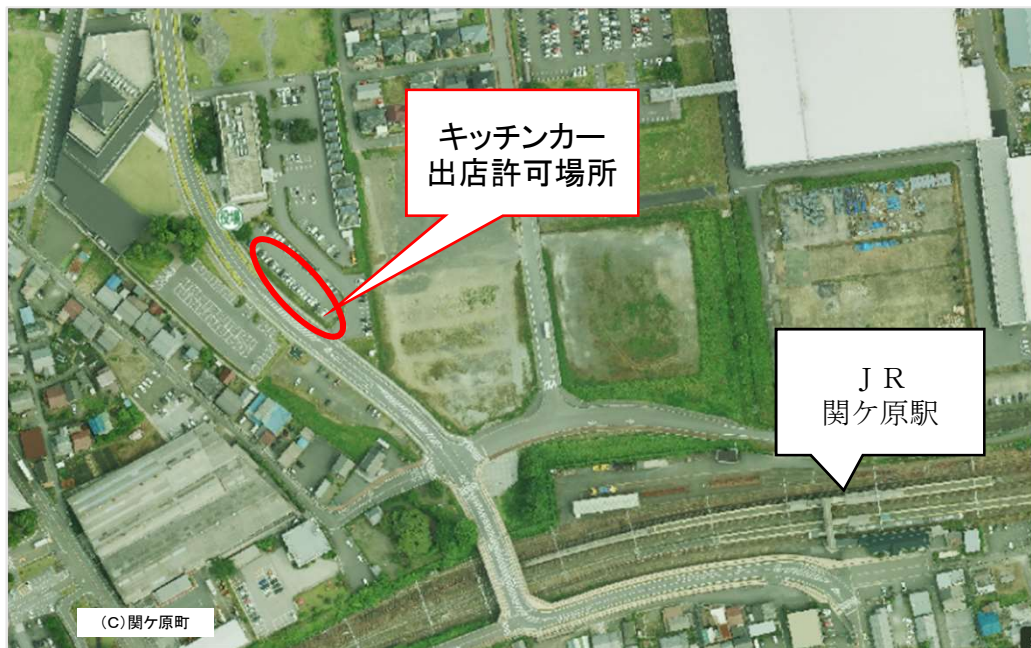


移動式販売車（キッチンカー等）による町有地有効活用事業

－事業要領－

概要

- 目的 JR関ヶ原駅の間近にあり、関ヶ原町の中心地に位置している本庁舎周辺の町有地を有効に活用し、まちの活性化及びにぎわいの創出を図ることを目的として、飲食サービスを提供する移動式販売車（キッチンカー等）の出店事業（以下「本事業」という）を行う。
- 実施主体 関ヶ原町
- 事業名 移動式販売車（キッチンカー等）による町有地有効活用事業
- 事業期間 令和8年5月2日からの土曜日、日曜日、祝日（冬季1月～2月、年末を除く）とする。
- 出店時間 9:00～17:00（準備片付けを含む）
※15:00以降は出店者の判断により撤収することを認めます。
- 実施場所 関ヶ原町役場南側職員駐車場



- 出店料 1日 1,000円/台（税込）
※申請締め切り以降での出店者都合でのキャンセル、当日未出店の場合でも出店料は発生します（返金も一切行いません）。
※出店料の支払いについては、毎月末の翌月支払いとします。翌月中に町から出店者宛てに「納付書」を送付しますので、速やかにお支払いください。



- 区画(当日9:00から先着順)
- ① 駐車場番号 2.3.4 内
 - ② 駐車場番号 5.6.7 内
 - ③ 駐車場番号 8.9.10 内
 - ④ 駐車場番号 11.12.13 内
 - ⑤ 駐車場番号 14.15.16 内

出店募集要項

- 募集枠
5台/日
令和8年5月2日からの土曜日、日曜日、祝日（冬季期間：1月から2月、年末を除く）とする。
※複数日、複数台の出店も可とします。
また、申込日数及び複数の出店については、多くの事業者の出店機会の確保を図るため、申込状況によっては調整をお願いする可能性があります。
※公用又は公共の用に供する場合は、出店を認めない場合があります。
- 基本設備
・電気なし、水道なし
・すべての設置物及び営業行為は、決められた出店範囲内をお願いします。
- 募集要件
本案内に定める各項、及び関係法令、今後主催者が追加で案内及び指示をする各項目を遵守できる者であること。
- 出店条件
①自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可および資格を有する者。
②営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。
③町が実施する事業等に配慮し協力すること。

また、本事業のコンセプトに従い、ふさわしい営業ができること。
適否については町による出店許可書をもってお知らせします。（許可書は来場者にとってわかりやすい場所に掲示してください。）
- 申請方法
電子申請または出店申請書等に必要事項を記入のうえ、関ヶ原町役場 地域振興課まで提出してください。募集枠を超えて申請があった場合、受付順とします。
電話での申請はできませんので、ご了承ください。
- 申請期間
出店月の2カ月前の1日から前月の20日まで
（6月中に出店する場合：4月1日から5月20日まで）
- 出店変更（キャンセル）
・出店者都合による出店の変更、キャンセルをする場合は、主催者にお知らせください。
①出店希望月の申請期間内での変更、キャンセルはできます。
②申請締め切り後の出店者都合による変更、キャンセルはできません。

留 意 点

- 事故対応
 - ・会場内で発生した出店物に関する事故等については、主催者側は一切の責任を負いません（盗難、物損事故、人身事故、火災等）。また、貴重品及び販売商品については自己管理をお願いします。
 - ・設置物などが強風等で飛ばないように措置してください。
 - ・出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属します。
 - ・接客マナーや価格及び商品に関するトラブルや苦情については、主催者側では一切責任を負いません。

- 会場美化
 - ・営業にて生じたゴミは、持ち帰るなど会場の美化に配慮してください。なお、主催者側でゴミ箱は設置しません。
 - ・汁物の残りや残飯などは出店者において各自で処理してください。

- 出店詳細
 - 本事業のコンセプトにふさわしい営業をしてください。
 - 出店に関連した町からの聞き取り等に対応してください。
 - 売上報告・商品画像（JPEG）等メールによる情報提供にご協力ください。
 - 過去3年間において、食品衛生法及び同法に基づく法令に違反し、行政処分を受けたことがない場合は、物販として食品を扱うことができます。
 - 物販として酒類の販売を行う場合は酒類販売免許を提示し、税務署への申告を出店者で行ってください。

- 取扱い品
 - 販売品は、次の条件すべてに適合するものとします。
 - ①主催者がこのイベントの目的に適合すると認めたもの。
 - ②商標の使用許諾や公認等が必要な場合は、出店者自らの責任において対応すること。
 - ③PL法、食品衛生法等の各種規制法令に抵触する販売品については、販売不可。また、アレルギー表示を適切に行ってください。

- 食品・飲料
 - 本事業において食品営業許可及び届出営業（令和3年6月1日制度スタート）が必要な場合は各自にて申請してください。

- 火気使用
 - 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。火気使用の場合は、各自で消火器を必ず設置してください。

- 取り消し
 - 出店許可後であっても、以下の場合には出店を取り消す場合があります。
 - なお、これにより生じた出店者及び関係者の損害補償は一切行いません。
 - ・虚偽の申請で出店許可を得た場合
 - ・申込を行った者と現に出店している者が異なることが判明した場合
 - ・本案内を遵守しない場合
 - ・会期前及び会期中、主催者の指示に従わない場合
 - 主催者は、出店申込み者やその関係者が以下の反社会的勢力であるかどうかについて、出店申込み時の書類をもって警察機関に照会できるものとします。
 - 本イベントは、岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例54号）の趣旨に従い実施することとし、申込み後、あるいは出店許可後に判明した場合は、何らの催促も要することなく取り消すことができるものとする。

留 意 点

- ディスプレイ等
 - ・音楽や映像による販売促進等の演出は可能ですが、他の出店者及び付近の迷惑にならない範囲でお願いします。なお、他の出店者等から苦情が発生した場合、出店者において誠意をもって対応してください。
 - ・出店ブース内で音楽を流す場合は、ボリュームに注意し、ほかの人の迷惑にならないようにしてください。周りから苦情が出た場合は、音を消してください。
 - ・のぼり等を使用する際には、他の出店者へ迷惑にならないようにしてください。
 - ・主催者が会場内で撮影する写真は、主催者の発行する印刷物や広報活動に使用する場合があります。

お問い合わせ先 関ヶ原町役場 地域振興課
電話：0584-43-1112（平日8:30~17:15）
FAX：0584-43-2120
MAIL：chiikishinko@town.sekigahara.gifu.jp